

平成23年12月20日

第2345号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成23年度クリーニング師試験の実施（538・生活衛生課）…………… 1
- 道路の供用開始（539～541・鹿角地域振興局建設部）…………… 2
- 道路区域の変更（542・由利地域振興局建設部）…………… 2

告 示

秋田県告示第538号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成23年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和31年秋田県規則第6号）第4条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成24年3月1日（木）午前10時

- (2) 場所
秋田市千秋矢留町1番19号 秋田県環衛会館3階大会議室

2 受験手数料

- (1) 金額
10,000円
- (2) 納付方法
受験願書提出の際、相当額の秋田県証紙を証紙納付書に添付して納付すること。

3 受験願書の交付及び受付

- (1) 交付期間
平成23年12月20日（火）から平成24年1月27日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

- (2) 交付場所
秋田県生活環境部生活衛生課及び住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地为有する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地为有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で交付する。

郵送による交付を希望する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書し90円切手を貼付した返信用封筒（洋4型－縦23.5cm、横10.5cm）を添えて生活環境部生活衛生課（〒010-8570秋田市山王四丁目1番1号）あてに申し込むこと。

- (3) 受付期間
土曜日及び日曜日を除く、平成24年1月10日（火）から同月27日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

- (4) 受付場所
住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地为有する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地为有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

4 合格発表

平成24年3月9日（金）午前9時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板、県ホームページ「美の国あきたネット」に掲示するとともに、可否を受験者に書面で通知する。

5 その他

詳細については、生活環境部生活衛生課（電話018-860-1592）に問い合わせること。

秋田県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年12月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	103号及び104号	鹿角市十和田岡田字中野40番1から字前田67番1まで

2 供用開始の期日 平成23年12月20日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年12月20日から平成24年1月4日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年12月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂字鯉沢8番から字坂ノ上88番3まで

2 供用開始の期日 平成23年12月20日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年12月20日から平成24年1月4日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年12月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字田綱60番から20番1まで

2 供用開始の期日 平成23年12月20日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年12月20日から平成24年1月4日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	仁賀保矢 島館合線	由利本荘市矢島町荒沢字濁川96番2地先から96番 5地先まで	10.00~15.00	0.050
	新	仁賀保矢 島館合線	〃	10.00~66.00	0.050

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 由利地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年12月20日から平成24年1月4日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号